居宅介護支援契約書

J Aいすみ福祉センター居宅介護支援事業所

居宅介護支援契約書

_____(以下、「利用者」といいます)とJAいすみ福祉センター居宅介護支援事業所(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は<u>令和 年 月 日</u>から利用者の要介護認定または要 支援認定(以下、「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

又、介護支援専門員の担当者人数は法令に準じて定めます。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を 盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対

象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について、利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意をうけます。

⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、つぎの各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保 険施設の紹介その他の支援をします。

第7条 (居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、千葉 県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条 (要介護認定等の申請に係わる援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

*【ただし、代行申請にかかる実費相当の費用については、[契約書別紙]に定める料金を 利用者が支払います。】

第10条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契 約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける 事ができます。但し、サービス実施記録の複写物は、1枚あたり10円いただきます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条(料金)

事業者が提供する居宅支援に対する料金規定は、[契約書別紙]のとおりです。

第12条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を おいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができま す。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用 者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約 を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第13条(秘密保持)

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの実施にともなって、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の 生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から 提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護 支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦 情等に対し、迅速に対応します。

第17条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

第18条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを 遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第19条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契のとします	別約を証するため、 -。	本書2通を	作成し、利	用者が押印の)上、1 通す	げつ保有するも
契約締結日	令和 年	月	Ħ			
〈住	台名〉JAいすみ福 所〉千 葉 県 い 活名〉代表理事組台	、すみ †			(127730	0081 号)
利 用 者 〈住						
〈氏	名〉			印		
	柄〉					

【契約書別紙】

\bigcirc	担当介護支援専門員(第3条)							
		₹298 - (0105	いすみ市能実295				
	氏 名	連絡先	0 4 7	0 - 86 - 2123				
\bigcirc	料 金 (第 11 条)							
	・居宅介護支援利用料は介護サービス	の提供開始以降	1ヵ月で	あたり法定の報酬単価です。				
	ただし、法定代理受領により当事業	 ド所の居宅介護支	援に対	し介護保険給付が支払われ				
	る場合、利用者の自己負担はございません。							
	・介護保険適用の場合でも、保険料の	つ滞納等により、	法定代	理受領ができなくなる場合				
	があります。							
	その場合は、一旦1ヵ月あたり法定の報酬単価の料金を頂き、サービス提供証明書を、							
	発行いたします。							
	サービス提供証明書を後日 市・町の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受							
	けることができます。							
\bigcirc	相談、要望、苦情等の窓口(第 17 条)						
	居宅介護支援に関する相談、要望、詩	吉情等はサービス	提供責	任者か下記窓口までお申し				
	出下さい。							
	TEL 0470-86-212	2 3 担当者	岩瀬	啓子				
	(受付時間 月~金曜日	8時30分か	17 B	時)				
=	事業者	日本人类土松市	-4K-=C	(105500001 日)				
	〈事業者名〉JAいすみ福祉センター			(1277300081 号)				
	〈住 所〉千 葉 県 い す み i 〈代表者名〉代表理事組合長	11 比 夫 2 3	5					
	上記内容の説明を受け、了承しました。	_						
_	令和 年 月 日							
		〈利用者氏名〉		<u> </u>				
		//Is-m		∞				
ı		/代理 / 任夕〉		ÉΠ				